

京都市交通局主任等設置規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第19号

京都市交通局主任等設置規程の一部を改正する規程

京都市交通局主任等設置規程の一部を次のように改正する。

第2条の表中「自動車部技術課」を「自動車部自動車整備工場」に、「電路主任」を「電気主任」に改め、「信号通信主任」を削る。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)